

# 宇城市水道事業経営戦略

団体名	宇城市
事業名	水道事業
策定日	平成29年3月
計画期間	平成29年4月1日～平成39年3月31日

## 1 経営戦略策定の背景

宇城市は平成17年1月15日に宇土郡三角町・不知火町、下益城郡松橋町・小川町・豊野町の5町が合併して宇城市が誕生しました。

旧町毎にそれぞれで水道施設を整備し、各町に浄水場や配水場が現存をしている状況にあります。また、旧松橋町、小川町、豊野町の一部については、上天草宇城水道企業団より受水をしており、そのほかは地下水をくみ上げて水を供給しています。

また管網の整備について、現在は給水人口を増加するような管路延長は行っていません。

宇城市は少子高齢化や人口減少時代の到来、節水型社会等への変化の社会経済要因を踏まえつつ、限られた財源の中で効率的な整備が求められます。現在埋設されている水道管も老朽化をしており、今後は、経営改善等の課題の取り組みを行いながら、管路の更新計画を立てる必要があります。

平成26年8月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定するよう要請がなされました。

「経営戦略」は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画です。今後の施設・整備更新を見通した投資等と、その財源見通しを試算して、収支を均衡させた「投資・財源計画」に沿って経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが要請されています。

## 2 事業概要

### (1) 水道事業の概要

供用開始年度	三角水道事業	昭和 4年 7月
	松橋・小川水道事業	昭和51年11月
給水人口	三角水道事業	6,020人
	松橋・小川水道事業	35,900人
水源	三角水道事業	ダム・地下水
	松橋・小川水道事業	受水※
施設数	三角水道事業	浄水場1・配水池16
	松橋・小川水道事業	浄水場2・配水池4
管路延長	三角水道事業	38,095m
	松橋・小川水道事業	179,152m
施設能力	三角水道事業	6,100m <sup>3</sup> /日
	松橋・小川水道事業	3,740m <sup>3</sup> /日

※上天草・宇城水道企業団から受水

① 一般家庭用使用料体系の概要・考え方

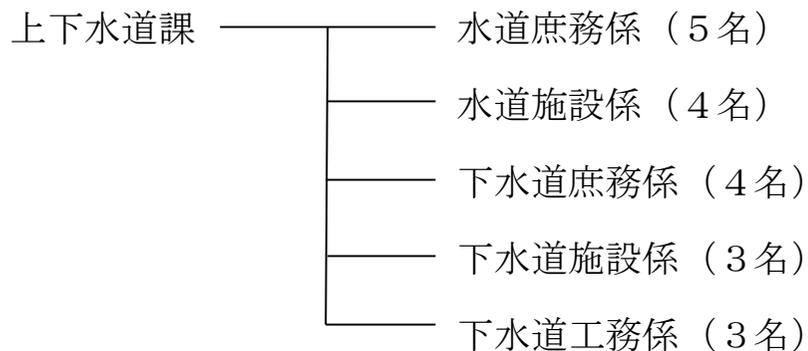
水道の使用量体系は基本使用料（基本水量あり）並びに超過料金で請求をしており、現在は合併前の旧町毎の水道料金体系を踏襲しています。

（使用料）

水道名	三角上水		三角上水（郡浦地区）		松橋・小川上水	
口径（mm）	φ 1 3	φ 2 0	φ 1 3	φ 2 0	φ 1 3	φ 2 0
基本水量（m <sup>3</sup> ）	6	2 5	7	5 0	7	1 0
基本料金（円）	1, 5 4 0	6, 4 8 0	1, 2 3 0	8, 9 4 0	1, 5 4 0	2, 2 3 0
超過料金（円）	2 6 3	2 6 5	1 7 5	1 7 7	2 2 7	2 2 9

上記の上水道は市が経営する公営企業です。公営の事業として企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされており、経営の健全化・効率化に努め、住民の理解を得る必要があります。水道使用料は、妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎としなければならず、現在の本市の水道料金体系は旧町の料金を踏襲しているので、適正な使用料金体系の在り方を検討する必要があります。

## ② 組織



宇城市上下水道課は、平成28年4月1日現在、上下水道課長以下20名で構成されています。平成17年に市町村合併した際には、庶務係・工務係・施設管理係の3係10名体制で水道課として組織されていました。平成26年に庶務係・施設管理係の2係9名体制に再編成され、平成27年から水道課と下水道課を統合して上下水道課へと再編成しました。今後、当面は組織の見直しは予定していません。

## ③ 民間活力の活用

現在、三角浄水場運営のみを民間企業に委託をしています。

(2) 経営比較分析表を用いた現状分析

※ 平成27年11月30日付け、総務省自治財政局公営企業三課室長通知「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」による本市の分析表を添付します。

# 経営比較分析表

熊本県 宇城市

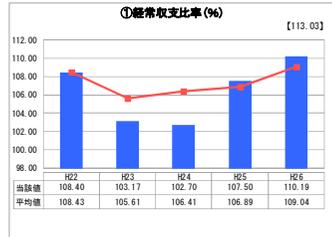
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末端給水事業	A5
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	43.94	58.34	4,490

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
61,452	188.60	325.83
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
35,641	63.14	564.48

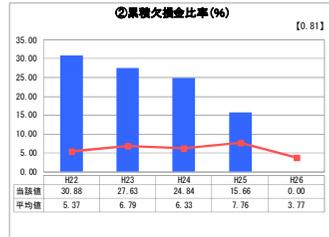
**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成26年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



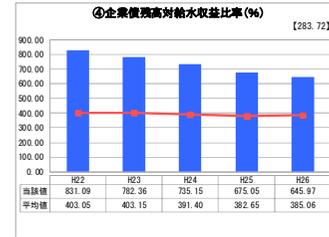
「経常償還」



「累積欠損」



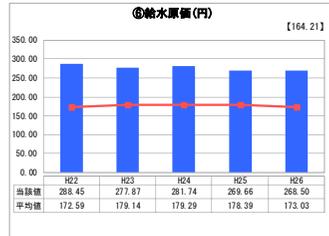
「支払能力」



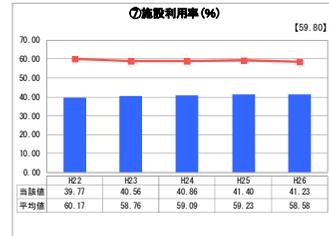
「債務残高」



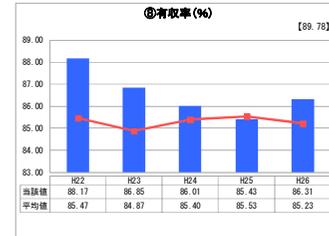
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

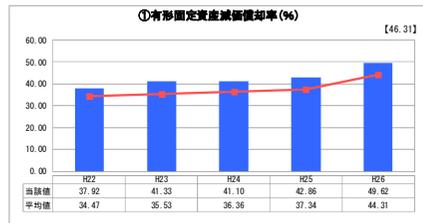


「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

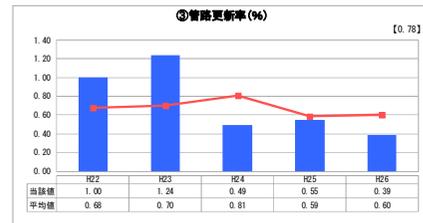
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

合併以前の各町村において、各種水道事業を行っていたため、企業債残高が多く、水道事業会計を圧迫している状況である。今後、10年間で起債額を半減するため、今後の更新についても、優先度の高い施設を選定して、企業債残高対給水収益比率の低下を図る。給水原価も高い傾向にあり、施設利用率が低い。平成28年度から台帳整備を行い、適切な施設規模になるように見直す。

### 2. 老朽化の状況について

本市の水道管は、年々老朽化が進み、漏水等による修繕が増加しているが、5町合併後の台帳整備が進んでおらず、布設年の特定に苦慮している状況である。よって、管路の更新計画が未だに立案できていない。台帳整備と更新計画を平成28年度より開始し、管路の更新作業に着手する。

### 全体総括

平成30年度までに上水道事業と簡易水道事業を一本化し、宇城市水道事業として全体計画を見直す。また、維持管理費及び人件費削減を行い、給水原価を下げるとともに、現在7つある料金体系を統一し、適切な料金体系にする。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年化率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

### (3) 水道事業を取り巻く環境の変化

国の財政再建、市町村合併の推進、少子高齢化社会の到来など、本市をはじめ地方自治体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた水道事業を取り巻く状況は厳しさを増しています。また、地震や寒波などの自然災害被害の軽減、施設の老朽化に伴う更新費用の増大など、次のような課題を抱えています。

#### ① 人口減少・少子高齢化社会の進展

宇城市の人口は59,756人（平成27年度国調）となっており、これまでの推移をみると昭和30年の75,552人をピークに減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所より示されている将来人口（平成25年3月推計値）は表1のとおりで、今後も減少をしていくことが見込まれています。

併せて、給水人口も減少していくことが見込まれ、水道料金収入が減少し、水道事業経営に影響が出るなどの課題を抱えています。

表1 宇城市の将来人口推計値（平成25年3月）

（単位：人）

年次	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
宇城市（人）	61,631	59,793	57,600	55,151	52,540	49,797

出典：国立社会保障・人口問題研究所推計人口 より

表2 宇城市の将来給水人口推計値

（単位：人）

年次	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
宇城市（人）	36,166	35,491	34,816	34,154	33,505	32,868

※平成27年度給水人口×過去5年間の給水人口減少率

## ② 特別会計・企業会計の経営健全化

国民健康保険、簡易水道事業などの特別会計及び上水道、下水道、病院の企業会計については、一般会計において負担すべき経費を除き、本来、特定の収入で運営する独立採算性が基本ですが、いくつかの会計では、一般会計からの赤字補填的な繰入金（一般会計から見れば繰出金）を主たる財源として運営してきた実態が見られます。

これら一般会計からの特別会計・企業会計への繰出金の増加が、市財政を圧迫する要因にもなっていることから、各会計において中長期的な経営見直しを行い、一般会計からの繰入金を最小限に抑える必要があります。

下記が基準内繰入金と基準外繰入金の推移です。27年には減少しましたが、それまでは年々増加をしています。

基準内繰入金については、繰出金通知に定められている繰出基準に基づいて繰出しており、基準外繰入金について、3条予算は、企業債償還の利子分の不足分として繰入れており、4条予算は企業債償還金の元金分の不足分として繰入れています。

(単位：円)

	3条予算(補助金)			4条予算(出資金)			合計		
	基準内	基準外	合計	基準内	基準外	合計	基準内	基準外	合計
平成27年度	73,469,000	45,789,000	119,258,000	25,889,000	160,589,000	186,478,000	99,358,000	206,378,000	305,736,000
平成26年度	99,335,000	105,898,000	205,233,000	28,537,000	112,168,000	140,705,000	127,872,000	218,066,000	345,938,000
平成25年度	83,625,000	94,654,000	178,279,000	14,321,000	84,561,000	98,882,000	97,946,000	179,215,000	277,161,000
平成24年度	76,916,000	87,903,000	164,819,000	32,551,000	62,488,000	95,039,000	109,467,000	150,391,000	259,858,000

### ③ 長期的な視点

今後は、高齢化、少子化、節水思考及び施設の老朽化等がさらに進むことが見込まれるため、収支の悪化が懸念されます。持続的に水道サービスを提供していくためには、経営の現状を客観的に把握して、将来の見通しを明らかにした上で、経営基盤を強化する取組みを実践することが重要です。

このため、人口減少に伴う使用料収入の減少や、老朽化による管路更新に関する支出の増加な

どを考慮した長期的な収支バランスを見通した水道経営計画を作成する必要があります。

また、減少する職員数や、水道専門職員が不足する中、施設や管路の維持管理や災害時のトラブルへの対策を考えると、今後は包括的民間委託も検討をしていくことも必要になってきます。

さらに、本市には上水道事業（2地域）と簡易水道事業（5地域）が存在しますが、経営の健全化・地域住民に対するサービス水準の維持向上等を図る観点から、平成31年4月までに上水道事業と簡易水道事業を統合し、財務・技術基盤の強化を図ります。

#### ④ 水道ストックの現状と課題

宇城市の水道管路の総延長は約240kmで、内訳は、導水管：約28km、送水管：約16km、配水管：約196kmとなっています。管路の一部には石綿管も残っているため、管路更新計画を立て、計画的に更新を実施する必要があります。

施設についても三角浄水場が平成4年、松橋内田浄水場が昭和50年、小川上水場が平成16年に整備されています。耐用年数は浄水施設は60年のため、新築等の必要性はありませんが、施設も老朽化がすすみ、修繕を行いながら供給をつづけていますが、今後は大規模な改修等にも取り組む必要があります。

### 3 経営方針

○安定した水供給と上水道の整備

○水道事業基本計画の策定、水道施設の統廃合及び改築更新

#### <1>宇城市水道事業への経営の統合

事業名	宇城市水道事業の経営の統合
目的	経営健全のために簡易水道事業を水道事業に統合します。
活動	宇城市上水道事業として経営をするために、簡易水道事業を統合します。
成果	経営の1本化ができ、水道事業としての経営戦略を立て、経営が安定します。
根拠法令等	水道法、地方公営企業法

#### <2>水道施設の統廃合及び改築更新

事業名	水道施設の統廃合及び改築更新
目的	施設の統廃合及び老朽化施設の改築更新事業を実施し、水道事業経営の健全化を図ります。
活動	計画的に改築更新計画を実施し、施設の効率化を進めます。
成果	経営の効率化や料金の適性化により、安定した事業経営になります。
根拠法令等	水道法、地方公営企業法

## 4 投資・財政計画

- (1) 投資・財政計画（収支計画） 別表のとおり
- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

現在、水道事業においては、合併以前に埋設した管路図の作成を行っています。現在、新たな水道管新設は給水申込みに伴う軽微な管路延長のみを行っており、新たに給水区域を延長する工事や、浄水場等の老朽化に伴う建設計画や改修計画は、直近 10 年間では計画していませんが、その後は老朽化に伴う改修や新築工事が必要になってくると思われま

### ② 収支計画のうち収益と経費の考え方について

平成 31 年度に簡易水道事業と水道事業を統合するために、平成 31 年度より料金収入の増加を予定しています。しかしながら経費についても増加しており、今後経費の削減が課題となるために、施設のダウンサイジング等も視野に入れていきます。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円%)

区 分		年 度												
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	809,868	833,264	824,931	816,682	808,515	917,322	908,151	899,072	890,085	881,188	881,188	881,188	881,188
	(1) 料金収入	796,030	807,183	799,111	791,120	783,209	889,422	880,527	871,722	863,005	854,375	854,375	854,375	854,375
	(2) 受託工事収益 (B)	1,727	13,748	13,611	13,474	13,340	13,514	13,382	13,251	13,122	12,994	12,994	12,994	12,994
	(3) その他	12,111	12,333	12,210	12,088	11,967	14,386	14,242	14,099	13,958	13,819	13,819	13,819	13,819
	2. 営業外収益	290,393	238,669	188,217	186,335	184,471	216,678	210,432	204,453	198,727	193,243	187,988	182,952	178,124
	(1) 補助金	205,233	119,258	70,000	69,300	68,607	101,972	96,873	92,030	87,428	83,057	78,904	74,959	71,211
	他会計補助金	205,233	119,258	70,000	69,300	68,607	101,972	96,873	92,030	87,428	83,057	78,904	74,959	71,211
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	65,752	65,470	64,815	64,167	63,525	62,890	62,261	61,639	61,022	60,412	59,808	59,210	58,618
	(3) その他	19,408	53,941	53,402	52,868	52,339	51,816	51,297	50,784	50,277	49,774	49,276	48,783	48,295
収入計 (C)	1,100,261	1,071,933	1,013,148	1,003,017	992,987	1,134,000	1,118,583	1,103,525	1,088,812	1,074,431	1,069,176	1,064,140	1,059,312	
収益的 支出	1. 営業費用	871,536	868,618	860,611	852,684	844,836	996,591	989,066	981,630	974,282	967,019	963,282	959,581	955,918
	(1) 職員給与費	37,709	28,863	28,731	28,601	28,472	71,200	71,073	70,948	70,824	70,701	70,701	70,701	70,701
	基本給	20,972	15,690	15,690	15,690	15,690	44,261	44,261	44,261	44,261	44,261	44,261	44,261	44,261
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	16,737	13,173	13,041	12,911	12,782	26,939	26,812	26,687	26,562	26,440	26,440	26,440	26,440
	(2) 経費	471,162	486,731	482,386	478,084	473,825	536,278	532,771	529,312	525,902	522,538	522,538	522,538	522,538
	動力費	26,584	25,770	25,770	25,770	25,770	35,104	35,104	35,104	35,104	35,104	35,104	35,104	35,104
	修繕費	37,003	26,034	26,034	26,034	26,034	32,034	32,034	32,034	32,034	32,034	32,034	32,034	32,034
	材料費	829	407	407	407	407	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
	その他	406,746	434,520	430,175	425,873	421,614	468,066	464,559	461,100	457,690	454,326	454,326	454,326	454,326
(3) 減価償却費	362,665	353,024	349,494	345,999	342,539	389,113	385,222	381,370	377,556	373,780	370,043	366,342	362,679	
2. 営業外費用	127,007	116,819	104,948	92,804	80,749	82,450	71,117	61,415	52,771	46,361	41,102	35,913	31,358	
(1) 支払利息	126,740	115,239	103,384	91,255	79,216	80,932	69,614	59,927	51,298	44,903	39,659	34,484	29,943	
(2) その他	267	1,580	1,564	1,549	1,533	1,518	1,503	1,488	1,473	1,458	1,443	1,429	1,415	
支出計 (D)	998,543	985,437	965,559	945,487	925,585	1,079,041	1,060,182	1,043,044	1,027,053	1,013,380	1,004,384	995,494	987,275	
計上損益 (C)-(D)	101,718	86,496	47,589	57,529	67,402	54,959	58,401	60,481	61,759	61,050	64,792	68,646	72,037	
特別利益 (F)	49,767	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)	52,839	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G)	-3,072	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益(又は純損益) (E)+(H)	98,646	86,496	47,589	57,529	67,402	54,959	58,401	60,481	61,759	61,050	64,792	68,646	72,037	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	-201,522	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流動資産	うち未収金 (J)	569,492	572,096	577,817	583,595	589,431	595,325	601,279	607,291	613,364	619,498	625,693	631,950	638,269
	うち建設改良分	51,993	67,725	68,402	69,086	69,777	70,475	71,180	71,891	72,610	73,336	74,070	74,811	75,559
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	51,708	39,802	40,200	40,602	41,008	41,418	41,832	42,251	42,673	43,100	43,531	43,966	44,406
流動負債	うち建設改良分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	51,708	39,802	40,200	40,602	41,008	41,418	41,832	42,251	42,673	43,100	43,531	43,966	44,406
	繰積欠損金比率 (I)/(A)-(B) × 100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足の額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益-受託工事収益 (A)-(B)	808,141	819,516	811,321	803,208	795,176	903,808	894,769	885,821	876,963	868,194	868,194	868,194	868,194	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足の額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足の額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法第22条により算出した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 平成31年度からは簡水事業は法適化し、上水と統合

投資・財政計画  
(収支計画)

区 分		年 度												
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
資 本 的 収 入	1. 企業債のうち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	140,705	186,478	167,830	151,047	135,942	161,159	145,043	130,539	117,485	105,736	95,163	85,647	77,082
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	1,918	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	142,623	186,478	167,830	151,047	135,942	161,159	145,043	130,539	117,485	105,736	95,163	85,647	77,082
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	142,623	186,478	167,830	151,047	135,942	161,159	145,043	130,539	117,485	105,736	95,163	85,647	77,082
	資 本 的 支 出	1. 建設改良費のうち職員給与費	31,575	47,251	42,526	38,273	34,446	40,904	37,903	35,213	32,804	30,646	30,646	30,646
2. 企業債償還金		455,873	466,937	470,744	465,622	425,301	448,915	405,664	351,372	300,511	268,760	270,493	269,057	261,715
3. 他会計長期借入金返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	487,448	514,188	513,270	503,895	459,747	489,819	443,567	386,585	333,315	299,406	301,139	299,703	292,361	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	344,825	327,710	345,440	352,848	323,805	328,660	298,524	256,046	215,830	193,670	205,976	214,056	215,279	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	342,422	323,872	342,038	349,786	321,049	325,388	295,492	253,229	213,206	191,218	203,524	211,604	212,827
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	2,403	3,838	3,402	3,062	2,756	3,272	3,032	2,817	2,624	2,452	2,452	2,452	2,452
計 (F)	344,825	327,710	345,440	352,848	323,805	328,660	298,524	256,046	215,830	193,670	205,976	214,056	215,279	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	5,142,093	4,675,156	4,204,412	3,738,790	3,313,489	2,864,574	2,458,910	2,107,538	1,807,027	1,538,267	1,267,774	998,717	737,002	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分		年 度												
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	99,335	73,469	72,734	72,007	71,287	104,626	103,580	102,545	101,519	100,503	99,498	98,503	97,519
	うち基準外繰入金	155,665	45,789	45,331	44,878	44,429	43,985	43,545	43,109	42,678	42,252	41,829	41,411	40,997
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	28,537	25,889	23,300	20,970	18,873	44,786	40,307	36,276	32,649	29,384	26,446	23,801	21,421
	うち基準外繰入金	112,168	160,589	144,530	130,077	117,069	116,373	104,736	94,263	84,836	76,352	68,717	61,846	55,661
合 計		395,705	305,736	285,896	267,932	251,658	309,770	292,168	276,193	261,682	248,491	236,490	225,561	215,598

※ 平成31年度からは簡水事業は法適化し、上水と統合

※本表は直近3ケ年の伸び率を乗じて計画

#### 〈広域化・共同化・最適化〉

広域化、共同化については、他の自治体と協力して検討しないと進まないもので、現在の投資計画には反映されていません。

#### 〈民間活力の活用〉

まずは、受付事務や開閉栓等の事務分野に係る民間活力の活用について、費用対効果や、経費削減の面の検討を進めていきます。その後、包括的民間委託についても検討していきます。

#### 〈防災・安全対策に関する事項〉

水道施設のほぼすべてが、現行耐震基準施行前の平成17年以前に整備されたもので、まだ耐震判断は行っていません。災害時のライフライン機能を確保する観点から、地域防災計画及び災害発生時の行動計画を検討します。

### ③ 収支計画のうち財源についての説明

現在の財源の主なものとしては、水道使用料、加入金、一般会計からの繰入金が主なものです。松橋小川上水道事業は上天草宇城水道企業団から受水をしており、受水費を支払っています。また、旧町で整備された設備の企業債償還金も多額となっています。それらが一般会計か

らの繰入金が多い原因のでもあります。この企業債償還金については、今後10年間では半減すると推測しています。しかしながら、今後は人口減による使用料の減収や、一般会計からの繰入金の減額も見込まれる中、水道事業と簡易水道事業の統合を行うとともに、水道料金も統一し、限られた財源を効率的に使用していきます。

#### ④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については動力費や委託費・修繕費等がありますが、使用していない施設等があるために施設の統廃合や不用施設の売却を行います。また委託費についても検針委託等を見直して、現在の個別委託から一括委託を検討し、委託料の縮減に取り組みます。

### (3) 今後検討予定の取組みの概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

##### ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

現状では市町間を超えた事業の広域化・共同化・最適化は検討するまでに至っていないが、今後、近隣の市町も給水人口減少の課題も本市同様と推測します。今後は上天草宇城水道企

業団等を通して検討をする必要もあるかと思えます。

#### イ 民間活力の導入に関する事項

社会経済情勢の変化や公営企業を取り巻く厳しい経営環境のもとで、行政の効率化・活性化のため、民間ノウハウの活用が求められています。その手法としては指定管理者制度、P P P / P F I、民間委託等がありますので、市の実情を考え計画的に導入を検討します。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

##### ア 使用料の見直しに関する事項

水道事業は地方財政法第6条の規定で特別会計を設け、下記の場合を除いて当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされています。その場合とは、「当該企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該企業の性質上能率的な経営を行ってもなお、その経営の収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められるもの」で、国の繰り出し基準で規定されています。

水道サービスを安定的に供給し続けるためには、一般会計に過度に依存せず、中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があります。昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により水道会計を運営する必要があります。使用料ではなく、一般会計からの繰り出し（租税収

入が財源)により水道事業経営を行うということは、上水道を使用している住民と井戸水を使用している住民との間に不公平が生じるなどの問題があるので、一般会計からの繰入金頼りから脱却をしなければいけません。そのためには、現在旧町時代の使用料を踏襲して旧町毎で異なっているため、使用料も宇城市統一に向けて検討します。

### ③ 今後の経営についての考え方・検討状況

宇城市水道事業と宇城市簡易水道事業の統合による経営の健全化に取り組む必要があるために、平成31年4月を目標に宇城市水道事業への統合を行います。

## 5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の進捗管理（モニタリング）は各年度末に行い、見直し（ローリング）は3年毎に行います。その場合の視点は、平成26年8月29日付け、総務省公営企業3課室長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の第3の1、水道事業の項を基本とします。

また、水道事業は公営企業でありますので説明責任があります。使用料の算定基礎、経営状況、及び経費削減に類する経営努力等についての情報について、市のホームページ等を活用しながら情報公開し、宇城市水道事業の透明性を確保してまいります。